

医療法人社団 葵会

国家戦略特区に関する提案

国家戦略特区における外国人医師等による医療行為の容認及び保険外診療併用制度の拡大について

平成 25 年 9 月 9 日

1. ニーズ及び背景

現行医師法の下では、外国医師等の臨床修練制度等の場合を除き、外国の医師免許を有する者は日本において医療行為を行うことができない。しかしながら、高度な医療技術を有する外国人医師を招き、日本において医療行為が行えるよう環境を整備すれば、高い水準の医療サービスの提供を求める日本人はもとより、日本に滞在する外国人や訪日外国人の医療ニーズにも応えることができるようになる。

政府もこの方向で動いており、安倍内閣総理大臣は平成 25 年 6 月 5 日の成長戦略第 3 弾スピーチにおいて、国際的なまちづくりには、外国人でも安心して病院に通える環境が必要であること、外国人がコミュニケ

ーション容易な医師から診療が受けられるようにし、トップクラスの外国人医師も日本で医療ができるよう制度を見直すことに言及した。

これを受け、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」においては、外国医師による外国人向け医療の充実について、外国医師の臨床修練制度の見直しのための医療法等改正法案の今年度中の提出及び、特区における外国人向け医療の充実の検討が明記されたところである。

また、高度な医療技術の一部の患者に限らずに広く行き渡らせるには、保険診療と保険外診療の併用療養制度を拡大する必要がある。

現在、保険診療と保険外診療との併用が可能なケースとして、保険外併用療養の制度があるが、原則としていわゆる「混合診療」は認められていない。つまり、最先端の医療技術・医薬品や、海外で使用され効果が挙げられている医療技術・医薬品であっても、先進医療等として評価されたものでなければ、これらを用いた診療は保険診療部分も含めて全額自己負担となる。このため、患者側としては最先端の医療技術や医薬品の提供を受ける場合に大きな経済的負担を余儀なくされ、医療提供側としても最新の医療技術を用いて医療を高度化する機会を失っているといえる。

こうした状況に対し、政府の規制改革会議は平成 25 年 8 月 22 日の第 14 回会議において、国内で開発された先進的な医薬品・医療機器を用いた医療技術、及び海外で使用され国内では未承認の医薬品・医療機器を用いた医療技術等を保険診療と併用しやすくする規制改革を利用者の立場で検討することを、規制改革の当面の最優先案件 3 項目のうちの一つとして掲げたところであり、国を挙げた取組が求められている。

2. プロジェクト内容

(1) 国家戦略特区及び「バーチャル特区」における外国人医師による医療行為及び外国人医療スタッフによる診療の補助行為等の実施

国家戦略特区において、外国人医師による医療行為等を容認する医療機関を設け、患者に対し高度な医療を提供する。

なお、この際、外国人医師とチームを組む外国人看護師や各種技師等の医療スタッフを含めて招くことができなければ高度な医療技術を十分に発揮することができず、効果が半減するため、外国人医療スタッフを含めたチームでの活動を可能とする。

また、国家戦略特区においては従来の特区と異なり、プロジェクトに着目した「バーチャル特区」の概念を導入することとされていることを受け、ある特定地域における実施のみならず、全国において一定以上の要件を満たした医療機関における実施も進めることとする。

(2) 国家戦略特区における保険診療と保険外診療の併用療養制度の拡大

国家戦略特区において、保険外併用療養の対象として評価されるに至っていない先進的な医療技術を保険診療と併用できるようにする。

3. 実施主体

医療法人社団 葵会

(東京・千葉・川崎・熱海・広島各葵会系列病院で実施可能である)。

4. 必要な規制改革等事項

(1) 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律による外国医師等臨床修練制度に関する特例

外国医師等臨床修練制度により、現在、医療研修を目的として来日した外国の医師等に対し、当該研修で診療等を行うことが特例的に認められているが、これについて政府は今後、現行の最長2年間という許可年限を延長できるようにするとともに、自らの研修のみならず、日本の医師に対する医療技術の教授や臨床研究を目的とした診療を認めるよう医療法等の改正を目指しているところである。しかしながら、許可の年限は大学院等に在籍しながら自ら研修を受けることを前提として設定されているのであって、そもそも医療技術の教授や臨床研究を目的として来日する外国人医師に対して設定するのはなじまないと考えられる。

そこで、医療技術の教授や臨床研究を目的として来日する外国人医師等に対しては、外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律による規制をさらに緩和し、許可年限の拡大を認める特例を設ける必要がある。

(2) 健康保険法並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則による保険診療と保険外診療の併用療養に関する特例

いわゆる「混合診療」の適法性をめぐって争われた訴訟の最高裁判所判決において、健康保険法並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則の規定について、自由診療のみならず保険診療相当部分についても保険給付を行うことができないものと解するのが相当と判断された。これらの法令による規制を緩和し、特区において保険診療と保険外診療の併用療養制度を拡大する必要がある。

5. 日本経済再生に向けた効果

本プロジェクトの実施により、日本経済再生に向けて以下の効果があると考えられる。

(1) 世界でトップクラスの高度な技術を有する外国人医師及び医療スタッフを受け入れ日本において医療行為を実施することにより、周囲の日本人医師及び医療スタッフがその技術を吸収し、日本の医療の水準がさらに向上する。その結果、国民に対するより良い医療サービスの提供に資する。

(2) 日本の高度な医療技術や医療機器を用いた環境の下で外国人医師及び医療スタッフを受け入れ、技術及び知識を普及させることにより、

当該外国人医師等の出身国など、世界における日本の医療の評価が向上することが見込まれる。その結果、日本の医療機器の輸出拡大につながり、民間投資が喚起される。

のみならず、医師派遣国との国レベルの友好・信頼関係を築くことができ、これを契機に経済交流の一層の発展が見込まれる。

(3) 外国から優れた医師を集め、最先端の医療拠点を作り、外国からの患者を呼び込むことにより、医療の市場が拡大し、日本経済の再生に資する。

(4) 保険診療と保険外診療の併用療養制度の拡大によって、保険適用に至らず、先進医療等にも認められていない海外の先進的な医薬品や医療技術を用いるハードルが下がる。これにより、患者にとっては効果の高い医療が経費を気にかけることなく受けられるようになり、結果として国民の健康寿命の延伸につながることが見込まれる。

なお、本事業実施予定のうち、川崎南部病院（神奈川県川崎市川崎区田町2-9-1）での事業実施については、神奈川県知事に説明し、理解を得てい

る。

【提案者】

医療法人社団 葵会

東京都千代田区内幸町1丁目1番1 帝国ホテルタワー10階

TEL 03-5511-6611 (代)

理事長 新谷 幸義

提案書に対する問い合わせ先

同会 第一企画部長 明石 巧 (アサヒ 巧)

連絡先 (直通) 03-5511-6617